

### 3 賦課ベースについて (保険料)

# 賦課ベースについて

## ① 現行の介護保険料の算定に当たっての対象

現行の介護保険料の算定に当たっては、地方税法第292条第1項第13号に規定する「合計所得金額」を用いており、資産は対象としてない。(土地等に係る事業所得や株式等に係る譲渡所得等は対象)

なお、介護保険料の段階別設定は、個人住民税均等割の課税状況を用いているが、個人住民税均等割の対象所得も「合計所得金額」である。

## ② 他制度の資産賦課

各制度		資産賦課	内容	
国民健康保険	4方式(所得割・資産割＋均等割・平等割)	1,518保険者(82.3%) 約2,369万人	あり	・固定資産税額(土地、家屋、償却資産)による算定方法
	3方式(所得割＋均等割・平等割)	284保険者(15.4%) 約1,730万人		
	2方式(所得割＋均等割)	42保険者(2.3%) 約688万人		
後期高齢者医療		なし		

※国民健康保険の各方式の保険者数・割合は「平成17年度課税状況調査(総務省)」により、被保険者数は「平成17年度国民健康保険実態調査」による実績値。

## ③ 他制度の賦課対象所得

○ 国民健康保険で多く採用され、後期高齢者医療で採用される「旧ただし書方式」は、総所得金額等から各種所得控除を行わず、基礎控除等のみを行うもので、賦課対象が「本文方式」と比べて広い。

○ 「合計所得金額」は、「旧ただし書方式」と比べ、純損失の繰越控除等が認められていないなどの違いがある。

※旧ただし書方式…基礎控除後の総所得金額を算定基礎とした保険料算定方式

本文方式…各種控除後の総所得金額を算定基礎とした保険料算定方式

合計所得金額…純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額

純損失の繰越控除…前年前3年内の各年に生じた純損失の金額(損益通算の結果、なお控除しきれない損失額)があるとき、暦年計算の例外として控除するもの

# 賦課対象所得の比較(概要)

○ 「合計所得金額」、国民健康保険料(税)及び地方税の賦課ベースとの違いは下記のとおり。

計 算 項 目		適 用					
項 目	合計所得金額	国保の旧ただし書方式	国保の本文方式	総所得金額	総所得金額等	課税総所得金額等	
+	収入(給与収入・事業収入・老齢年金収入等)						
-	必要経費						
	必要経費(事業所得者)	○	○	○	○	○	
	給与所得控除(給与所得者)	○	○	○	○	○	
	公的年金等控除(年金雑所得者)	○	○	○	○	○	
	青色専従者控除・事業専従者控除	○	○	○	○	○	
=	所得(収入-必要経費)						
	青色専従者給与	○	○	○	○	○	
	給与所得	○	○	○	○	○	
	年金雑所得等	○	○	○	○	○	
-	所得控除等						
	純損失の繰り越し控除	×	○	○	○	○	
	雑損失の繰り越し控除	×	×	○	○	○	
	人的控除等の所得控除	×	×	○	×	○	
	基礎控除	×	33万円	33万円	×	33万円	
+	他に合計する所得						
	土地等に係る事業所得等の金額	○	○	○	×	○	
	株式等に係る譲渡所得等の金額	○	○	○	×	○	
	長期譲渡所得の金額(特別控除後)	※	○	○	×	○	
	短期譲渡所得の金額(特別控除後)	※	○	○	×	○	
	山林所得金額	○	○	○	×	○	
	退職所得金額	分離課税分除<	×	分離課税分除<	×	分離課税分除<	

※総所得金額に含まれる総合課税分については特別控除後、分離課税分については特別控除前の金額となる。

※総所得金額・・・①と②の合計額 ①事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)

②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額

総所得金額等・・・総所得金額に山林所得金額、退職所得金額等を加算した金額

課税総所得金額等・・・総所得金額等から所得控除、基礎控除を控除した金額

## 標準的な6段階設定

第38条 各年度における保険料率に係る**法第129条第2項に規定する政令で定める基準**は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合(市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であって、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合)を乗じて得た額であることとする。

一 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(…)

(1)その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の**地方税法の規定による市町村民税が課されていない者(…「市町村民税世帯非課税者」という。)**

(2)要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ロ 被保護者

ハ 要保護者であって、…

二 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ **市町村民税世帯非課税者**であって、…前年中の公的年金等の収入金額及び…前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であり…

ロ 要保護者であって、…

三 次のいずれかに該当する者 四分の三

イ **市町村民税世帯非課税者**であり、かつ、前二号に該当しない者

ロ 要保護者であって、…

四 次のいずれかに該当する者 四分の四

イ …**地方税法の規定による市町村民税が課されていない者**であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、…

五 次のいずれにも該当する者 四分の五

イ 合計所得金額が基準所得金額(省令で200万円)未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、…

六 前各号のいずれにも該当しない者 四分の六

2 前項の基準額は、計画期間(法第百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。)ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を補正第一号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものとする。

3~7 (略)

## ○所得税法

(雑所得)

**第三十五条** 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいづれにも該当しない所得をいう。

2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

二 その年中の雑所得(公的年金等に係るものを除く。)に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

3 (略)

4 第二項に規定する公的年金等控除額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円とする。

一 五十万円

二 その年中の公的年金等の収入金額から前号に掲げる金額を控除した残額の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ 当該残額が三百六十万円以下である場合 当該残額の百分の二十五に相当する金額

ロ 当該残額が三百六十万円を超え、七百二十万円以下である場合 九十万円と当該残額から三百六十万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額との合計額

ハ 当該残額が七百二十万円を超える場合 百四十四万円と当該残額から七百二十万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

## ○租税特別措置法

(公的年金等控除の最低控除額等の特例)

**第四十一条の十五の二** 年齢が六十五歳以上である個人が、平成十七年以後の各年において、その年中の所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等(以下この項及び次項において「公的年金等」という。)の収入金額がある場合における当該公的年金等に係る同条第四項(同法第六十五条において適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「七十万円」とあるのは、「百二十万円」とする。

2~4(略)

## ○地方税法

(個人の市町村民税の非課税の範囲)

第295条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税(第二号に該当する者にあつては、第328条の規定によって課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課することができない。

ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

一 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

二 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)

2 分離課税に係る所得割につき前項第一号の規定を適用する場合における同号に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日の現況によるものとする。

3 市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

(市町村民税に関する用語の意義)

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～一二 (略)

十三 合計所得金額 第三百十三条第八項及び第九項の規定による控除前の同条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

(所得割の課税標準)

第三百十三条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二條第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定するものとする。

## ○所得税法

(課税標準)

第二十二條 居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 総所得金額は、次節(各種所得の金額の計算)の規定により計算した次に掲げる金額の合計額(第七十條第一項若しくは第二項(純損失の繰越控除)又は第七十一條第一項(雑損失の繰越控除)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とする。

一 利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額(第三十三條第三項第一号(譲渡所得の金額の計算)に掲げる所得に係る部分の金額に限る。)及び雑所得の金額(これらの金額につき第六十九條(損益通算)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額

二 譲渡所得の金額(第三十三條第三項第二号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。)及び一時所得の金額(これらの金額につき第六十九條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額の二分の一に相当する金額

## ○地方税法施行令

(法第295条第3項に規定する政令で定める基準)

### 第47条の3 法第295条第3項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 市町村の条例で定める金額は、法第295条第3項に規定する法の施行地に住所を有する者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を当該条例で基本額として定める一定金額に乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に当該条例で加算額として定める一定金額を加算した金額)とするものとする。

二 前号の基本額として定める一定金額は、35万

円を超えない範囲内において、35万円に、生活保護法第八条第一項の規定により厚生

労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分(前年の12月31日における地域の級地区分とする。)ごとに、総務省令で定める世帯につき前年において同法第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる扶助に要した費用として算定される金額を勘案して総務省令で定める率で、当該市町村が同日において該当した当該地域の級地区分に係るものに乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

三 第一号の加算額として定める一定金額は、21万円を超えない範囲において、21万円に、前号に規定する総務省令で定める率で当該市町村が前年の12月31日において該当した同号に規定する地域の級地区分に係るものに乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

## ○地方税法施行規則

(政令第47条の3第2号に規定する総務省令で定める世帯等)

### 第9条の2の3 政令第47条の3第2号に規定する総務省令で定める世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- 一 夫、妻及び二人の子からなる世帯であること。
- 二 借家に居住する世帯であること。
- 三 収入のない世帯であること。

2 政令第47条の3第2号に規定する総務省令で定める率は、次の各号に掲げる生活保護法第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分(前年の12月31日における地域の級地区分とする。)に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 一級地 1.0
- 二 二級地 0.9
- 三 三級地 0.8